



東京都が、新宿駅西口の地下通路に「動く歩道」を設置するため、路上生活者が住む段ボール箱を撤去する際に都職員らの業務を妨害したとして威力業務妨害罪に問われた被告人らについて、無罪とした一審判決を破棄し、同罪の成立を認めた事例

### 新宿ホームレス退去妨害事件控訴審判決

一本件は、東京都が新宿駅西口の地下に「動く歩道」を設置するに当たり、都職員らが通路の路上生活者が住む段ボール箱を撤去する際に都職員らの業務を妨害したとして威力業務妨害罪に問われた被告人らについて、無罪とした事例

本件都職員らの業務は、段ボール小屋の撤去を重要かつ不可欠な内容とするもので、員らが通路の路上生活者が住む段ボール箱を撤去する際に、路上生活者を支援していた被告人らがその業務を妨害したとして威力業務妨害罪に問われた事案である。

二 第一审判決（東京地判平9・3・6本誌一五九九・四二）は、概要以下のようないふべきところ（最一決昭62・3・12刑集四）によると、威力業務妨害罪について無罪とした。すなわち、威力業務妨害罪にいう「業務」には、強制力を行使する権力的公務は含まれないところ（最一決昭62・3・12刑集四）によると、威力業務妨害罪に問われた事案である。

三 これに対し、控訴審判決は、結論として、本件行為は強制力を行使する権力的公務ではなく、威力業務妨害罪の「業務」であるとし、また、原判決が指摘した手続上の瑕疵については、同罪の業務としての要保護性に欠けることはないとして、威力業務妨害罪の構成要件該当性を肯定した。

四 第一审判決との結論の相違は、威力業務妨害罪についての法解釈の違いのみならず、本件工事の性格に関する事実認定の相違に由来するものと思われる。いずれにしても、威力業務妨害罪に関する解釈について参考になると思われる所以、第一審判決と併せて参考にしていただきたい。なお、威力業務妨害罪にいう「業務」の意義については、前記最高裁決定に関する永井・最判解刑昭62・6〇以下が詳しい。

各威力業務妨害被告事件、東京高裁平九(5)八五三号、平10・11・27刑九  
部判決、破棄自判（上告）、高刑集  
登載予定  
一審東京地裁平八刑(4)三五号、平  
9・3・6判決

#### ▲ 参照条文 ▲

刑訴法三九七条I・三八二条・三八〇条・四〇〇条た  
だし書、刑法六〇条・二三  
四条・一二三三条

## 判決

本籍へ略  
住居へ略

## 日雇い労働者

Aのこと  
Aのこと

昭和三七年四月四日生

△ほか一名

右両名に対する各威力業務妨害被告事件について、平成九年三月六日東京地方裁判所が言い渡した判決に対し、検察官から控訴の申立てがあつたので、当裁判所は、検察官西正敏出席の上審理し、次のとおり判決する。

## 主文

原判決を破棄する。

被告人両名をそれぞれ懲役一年六月に処する。

被告人両名に対し、原審における未決勾留日数中各一二〇日をそれぞれその刑に算入する。この裁判確定の日から、被告人Aに対し五年間、被告人Bに対し三年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

原審における訴訟費用は、被告人両名の連帶負担とする。

## 理由

本件控訴の趣意は、検察官松尾邦弘が作成した控訴趣意書記載のとおりであり（なお、検察官は、威力により妨害された業務は、バリケード撤去作業ではなく、本件公訴事実記載のとおりである旨説明した）。

これに対する答弁は、弁護人大口昭彦、向井千景、同森川文人、同宣野一樹が連名で提出した答弁書（二）及び被告人両名がそれ提出した各答弁書記載のとおりであるから、これらを引用する。

論旨は、要するに、原判決は、被告人両名の行為が威力業務妨害罪の構成要件に該当しないとして、被告人両名をいずれも無罪としているが、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があるというのである。

そこで所論にかんがみ、記録を調査し、当審における事実取調べの結果をも加えて検討する。

## 一本件の事実関係について

関係証拠により認められる本件の事実関係は、以下のとおりである。

1 東京都では、通勤者など通行人の交通容量の増加を図り、高齢者などの利便性を高めるという目的から、平成三年に都庁舎が新宿に移動した当初から、都道新宿副都心四号街路地下道にいわゆる「動く歩道」を設置するとの構想を持っていたところ、当初は世界都市博覧会で設置するはずの「動く歩道」を移設する予定であったが、平成七年六月ころ同博覧会が中止になったことから、同年一〇月ころ、独自に予算措置を講じ、右地下道の北側と南側の歩道（以下、合わせて「本件通路」といい、「新宿連絡会」という）の指導的立場にある者であるが、新宿連絡会は、「動く歩道」の設置計画に反発するとともに、臨時保護施設については、「アッシュビッツ」

2 都が道路管理者として維持管理する本件通路は、都庁舎のほか三井ビルを含め多数の高層ビルや大学などがある新宿西側地区と新宿駅を結ぶものであり、通行量も多い。他方、段ボールを用いた簡易な小屋（以下「段ボール小屋」という。）等の中で起居している者（以下「路上生活者」という。）らは、本件通路が地下道の構造となつていて寒さや雨、風を凌げることなどから、本件通路に集るようになつてきていたが、その数は、後記5の第三回目の周知活動が行われた平成八年一月一三日の時点まで二〇〇名程度に上っていた。このような状態については、従来から新宿西口振興会や住友ビル商店会など事業主のほか通行人などからも都に対し、しばしば苦情が寄せられていた。

3 都では、「動く歩道」を設置するに当たって本件通路からの退去を求められたが、都では、警備会社から派遣してもらう警備員の数を増やし、新宿警察署にも警備官の派遣を要請した上、翌平成八年一月一日、職員五〇名により再度周知活動を実施し、その際には、それまで同様執拗な妨害に遭いながらも、用意していた周知文書を二〇九枚配布するとともに、告知板にも掲示するなどして、「動く歩道」の設置工事の工期が同月下旬から始まることや臨時保護施設を設置し入所を受け付ける旨を知らせた。

4 被告人両名は、「新宿宿労働者の生活、就労保障を求める連絡会議」（以下階として、平成八年一月二四日（以下「本件当日」）又は単に「当日」ともいう。）午前六時より、都道新宿副都心四号線道路環境整備工事（以下「本件工事」ともいう。）を実施することにした。本件工事は、（一）路

などと称して路上生活者の保護策とはなり得ないと主張し、度々、路上生活者の生活保障や就労保障を求めて、都や新宿区に対し、野宿労働者の問題について話し合いを申し入れ、都は非公式の話合いを持つことにどうまつたが、そのような場でも、被告人ら新宿連絡会のメンバーは強硬な姿勢を崩さなかつた。

5 都では、路上生活者に「動く歩道」の設置工事を行う旨の事前通告と、臨時保護施設提供の案内を周知するため、平成七年一二月一五日と二五日の二回にわたり、警備会社から警備員の派遣を求めた上、文書を配付するなどして周知活動を試みたが、新宿連絡会のメンバーら多数の者に妨害されて、目的を果たせなかつた。そこで、都では、警備会社から派遣してもらう警備員の数を増やし、新宿警察署にも警備官の派遣を要請した上、翌平成八年一月一日、職員五〇名により再度周知活動を実施し、その際には、それまで同様執拗な妨害に遭いながらも、用意していた周知文書を二〇九枚配布するとともに、告知板にも掲示するなどして、「動く歩道」の設置工事の工期が同月下旬から始まることや臨時保護施設を設置し入所を受け付ける旨を知らせた。

6 都は、「動く歩道」設置工事の前段階として、平成八年一月二四日（以下「本件当日」）又は単に「当日」ともいう。）午前六時より、都道新宿副都心四号線道路環境整備工事（以下「本件工事」ともいう。）を実施することにした。本件工事は、（一）路

上生活者が退去した後に残された段ボールやごみなどを撤去して清掃する作業、(二)工事区域内に歩行者などが入らないようするために床のタイル舗装を撤去する作業からなるためのバリケードやカラーコーンを設置する作業、及び(三)「動く歩道」を設置するためには床のタイル舗装を撤去する作業からなつており、都は、(一)については弘済整備株式会社と、(二)については株式会社甲野建設と、(三)については首都工業株式会社との間で契約を交わして、いずれも民間業者にこれらの作業に当たらせることにしていった。その具体的な手順としては、午前六時の着工宣言と同時に工事区域内に歩行者らが立ち入らないように通行止めを行う、その後工事区域にいる路上生活者に対し、臨時保護施設への入所希望者の受け入れを前提に、自主的な退去を促すため、都職員が説得活動を行う、路上生活者が説得に応じて退去した後、残った段ボール小屋等を撤去する、その終了と同時に工事予定区域内に仮囲いをする、午後四時半ころには清掃を終えて交通規制を解除し、その後は仮囲いの中で本明いの設置作業をすることになつていた。都は、過去三回の周知活動の際の状況などからすると、本件工事についても妨害が予想されることから、職員及び作業員の身体の安全を確保するために株式会社乙山に警備委託をし、新宿署にも警察官の派遣を要請し、本件当日朝、現場付近には、警備員約三五〇名と多数の警察官が集つていた。

7 これらに先立ち、被告人Bは、前日夜の炊き出しの際、路上生活者らに対し、「明日私がこの段ボールハウス撤去をするという情報がある。皆、力を合わせて都の工事を阻止しよう。明日午前二時に起床し、ここに集つてくれ。」などとハンドマイクで訴えた。被告人Aが、本件当日の午前二時ころ、「みんなバリケードを作ろ」と呼びかけると、その場に集つていた約六〇人が中心となつて本件北側通路の三井ビル側出入口付近に全面にわたりバリケードを構築した。バリケードは、都が本件通路に備え付けていた強化セメント製の植木ボックスを二重に並べ、その間にベニヤ板や畳を立て掛け、前面には、その二、三日前に被告人Bの指示で作られた「東京都よ！俺らとの話し合いを拒否し実力排除するのか。強制撤去実力阻止！」と記載した横断幕を張り渡したものであつた。被告人Bは、午前三時ころバリケードが完成すると、ハンドマイクで、座り込むように指示し、最終的には約一〇〇名の者がこれに応じた。被告人Bは、座り込みを続ける右の者らに対し、ときどきハンドマイクで「最後まで頑張ろう。」などと訴えた。バリケードの構築は、都の予想しない事態であつた。

8 本件当日午前六時ころ、都の職員であるCらは、工事着工宣言をして作業を開始するために本件北側通路の前記三井ビル側出入口付近に赴こうとしたが、途中、妨害を企てるデモ隊ともみ合ひなどし、午前六時三〇分ころ、ようやくバリケード前に至つた。Cらは、ハンドマイクで本件工事に着手する旨宣言し、路上生活者らに対し、「私がこの段ボールハウス撤去をするという情報がある。皆、力を合わせて都の工事を阻止しよう。明日午前二時に起きた約六〇人が中心となつて本件北側通路の植木ボックスを二重に並べ、その間にベニヤ板や畳を立て掛け、前面には、その二、三日前に被告人Bの指示で作られた「東京都よ！俺らとの話し合いを拒否し実力排除するのか。強制撤去実力阻止！」と記載した横断幕を張り渡したものであつた。被告人Bは、午前三時ころバリケードが完成すると、ハンドマイクで、座り込むように指示し、最終的には約一〇〇名の者がこれに応じた。被告人Bは、座り込みを続ける右の者らに対し、ときどきハンドマイクで「最後まで頑張ろう。」などと訴えた。バリケードの構築は、都の予想しない事態であつた。

9 本件当日午前六時ころ、都の職員であるCらは、工事着工宣言をして作業を開始するためには本件北側通路の前記三井ビル側出入口付近に赴こうとしたが、途中、妨害を企てるデモ隊ともみ合ひなどし、午前七時三四分ころ、なおも座り込みを続ける者らを一人ずつ引く抜く排除行為を始め、午前八時一〇分ころ、これを了した。その結果、本件工事の着手は予定より遅れ、午前八時二〇分ころから開始された。

二 被告人らの行為の構成要件該当性について

本件工事の内容とその具体的な手順は、前記一の6で認定したとおりであり、被告人らのした妨害行為の時期、内容は、前記一の7、8で認定したとおりである。すなはち、被告人らのした妨害行為は、都職員が段ボール小屋の撤去にとりかかる以前の段階において、本件工事の着手自体を妨害し

たものである。段ボール小屋の撤去の前に工事区域内への通行止めと路上生活者に対する自主退去の説得が予定されていたところ、この説得が功を奏すれば、段ボール小屋の撤去に何らの問題もないことが明らかであるから、その説得行為による着手させない行為が許されるいわれはないとの解である。段ボール小屋撤去作業の法的性格をどのように考えるにせよ、当日予定されていた本件工事は都が民間業者に委託ないし、請け負わせて行うものにすぎないし、これに先立つ説得行為も、その性質上強制力を行使するものではない。後記三で詳しくみると、都職員は、自主退去の説得に最後まで応じない路上生活者が出てくる事態も予測し、最悪の場合には本件工事の中止、延期も想定していたが、最善を尽くして説得に当たる方針と態勢の下に本件工事に臨んでいたと認められる。そうすると、被告人らの行為が威力を用いて工事の着手を不能ならしめることにより、本件工事を妨害したこととは明らかである。したがつて、段ボール小屋撤去作業の法的性格を論ずるまでもなく、被告人らの行為は威力業務妨害罪の構成要件を充足するということができる。

原判決は、段ボール小屋の撤去作業を本件工事の重要な不可欠な内容をなすものであるとしてその法的性格を論じ、本件工事は全体として強制力を行使する権力の公務としての性格を有することは否定し難いなどとして、被告人らの行為の構成要件該当性を否定している。確かに、段ボール小

屋の撤去が本件工事の重要な不可欠な内容をなすものであることはそのとおりであるが、さきにみたとおり、路上生活者に対する説得にすら着手させなかつたことにより、本件工事を妨害した被告人らの行為は威力業務妨害罪に当たるといわざるを得ない。

そして、原判決に従い、段ボール小屋撤去作業の法的性格を含めて本件工事を全体として考察してみても、段ボール小屋の撤去作業が強制力を行使する権力的公務でないことは、後記三でみるとおりであり、本件工事が威力業務妨害罪により保護されるべき業務であることは、後記四でみるとおりであつて、いずれにしても、被告人らの行為は威力業務妨害罪の構成要件に該当するということができる。

### 三 本件工事の性格について

所論は、原判決には、東京都職員の職務である本件工事を強制力を行使する権力的公務であると判断した点に事実の誤認があるというのである。

原判決は、威力業務妨害罪において、当該職務が強制力を行使する権力的公務である場合には、「業務」には当たらないとした上、(1)段ボール小屋は、無価値の堆積物ないし廃材とはいえないし、放置されたものでもなく、そこに起居している路上生活者にとって段ボール小屋の撤去

は、段ボール小屋の中にはいまだ路上生活者が所有権を放棄していないものも含まれており、それを撤去することが路上生活者

の意思に反する旨を認識していたし、かな

でいる。

そこで検討するに、威力業務妨害罪で保護される業務からは強制力を行使する権力的公務は除外されると解すべきところ、その論拠は、強制力を行使する権力的公務は威力による妨害行為を排除するに足りる実力を備えているから、あえてこれを威力業務妨害罪で保護する必要がないというところにあると考えられる。したがつて、段ボール小屋の撤去作業が強制力を行使する権力的公務に当たるか否かは、段ボール小屋が現場から排除されることを十分予期しながら、そのためには段ボール小屋が無期になつた場合も無主物の廃材とみなして撤去する方針で本件工事に臨み、いまだ所持が放棄されていない段ボール小屋につき、現実に路上生活者の意思に反する旨認識していくにとかかわらず、本来は行政代執行その他の行政上の実力行使の手続ないし措置によるべきであるのに、それらの手続ないし措置によることなく、単に清掃作業の対象としてこれを撤去し、それらの実力行使と同様の効果を上げているのは、行政機関による直接的な実力の行使に他ならず、私人にその受忍を強制するものであるから強制力を行使する権力的公務である。(3)段ボール小屋の撤去作業は本件工事の重要な不可欠な内容をなすものであり、しかも路上生活者の利害に直接に関わり、本件妨害行為に及んだ路上生活者らが最も問題としていた点であるから、本件工事全体が威力業務妨害罪の対象であるか否かといふ法的な性格を判断するにあたり、段ボール小屋の撤去作業の経緯、状況及び性格は威力業務妨害罪の対象であるか否かといふ大きな意味を有するものといふべきである旨説示し、結論として、本件工事は、全体として強制力を行使する権力的公務としての性格を有することは否だ、難いと判示し

た後に予定されていた前記一の(6)の(+)の作業を含め段ボール小屋の撤去について、都職員には妨害があつた場合これを実力で排除してまで行う意思はなく、かつ、そのための態勢も整えておらず、あくまで路上生活者を説得して行うことにしていたにすぎない。すなわち、証人C、同Dの各原審公判供述、証人Eの原審及び当審公判供述、資料入手報告書(原審検察官請求書証甲二三号証)その他関係証拠によれば、以下の事実が認められる。(1)都では、あらかじめ関係部局の間で、本件通路に段ボール小屋を作つて道路を不法に占有している路上生活者を、道路法と行政代執行法の規定に基づき強制的に排除できないかどうか検討し

り、名宛人の特定もできない状況にあることなどから、その方法は不可能であるとの認識で一致し、また、警察に対しても、警察が強制排除してもらえないかと照会した結果も、路上生活者が段ボール小屋にいるだけでは強制排除はできないという回答であつたため、本件当日は、あくまで道路法四二条一項に基づく道路管理者の一般的な責務として、本件工事に臨むとの方針であつた。(2)都では、本件工事に当たって、道路管理部及び建設事務所の職員を中心として、合計一七〇名の職員を配置したが、それらの職員は、現地本部に六名、臨時保護施設の入所受付所に二四名、交通規制班に二〇名、警備関係班に一九名、残置物分類、回収、撤去班に一六名を当てたほか、路上生活者の自主退去を促すための説得、誘導班として五班、各班一〇名ずつ合計五〇名を当てていた。(3)都職員は、工事区域内にいる路上生活者一人一人に対し、臨時保護施設への入所案内をするとともに最善を尽くして説得に応じない者が出てくることを予想し、最悪の場合には本件工事の着手をあきらめ、これを延期する事態も想定していた。(4)都では、警備会社に警備員の派遣を要請したが、これは、前記一の5でみた過去三回の周知活動の経験から都職員らの身辺を警護する必要があると判断されたためであつた。警備員は、本件当日、都職員の指示に基づいて被告人らが構築した前記パリケードの撤去作業を行つたが、これは、都職員において、パリケードが築かれ

ることは予想できず、協議をしたところ、パリケードが砦となつてその内側から攻撃が加えられており、都職員らが自らの身辺に現場に臨み、前記パリケードが警備員により撤去され終わるころから、なおも座り込みなどをして抵抗を続ける被告人両名や路上生活者らを引き抜いて排除しているが、これは、公務執行妨害罪や道路交通法一二〇条一項九号、七六条四項二号違反等による現行犯逮捕その他の警察権限を、独自の判断に基づいて発動した結果によるものであった。(6)都職員は、警察官の右排除行為が終わった後、前記一の9でみたとり、段ボール小屋を撤去しているが、路上生活者が現場にいる限りは説得をして退去させた上で行つており、実力が行使された形跡はうかがえない。

これらの事実に照らせば、路上生活者に退去を求め、段ボール小屋を撤去するに当たつて、都職員には実力を行使する意思はない、実力を行使するための人員を配置するなどしてその態勢を整えていたということもなく、むしろ説得のために多数の職員を得を試み、自主的な退去を求める方針であつたと認められる。

もつとも、原判決が指摘するように、(1)資料入手報告書(原審検察官請求書証甲二二号証)中の都作成にかかる委託設計書の施行理由欄や起工起案書の起工理由欄には、「道路上、不法占拠(ホドムレス)排除後の残存物件の撤去及び清掃のため」との記載があり、(2)警備計画書(写し)(原審弁護人請求書証二五二号証)の目的欄には、「公的制限による強制排除を東京都職員にて行つて行う」、「強制排除が完了した段階で、引き続き仮囲い及びビニールシート等、妨害による破損を防ぐ為、施設警備とする。」との記載があるが、(1)の記載は、都職員が路上生活者を排除するに当たって実力を行使する意思を有していたことを推認させるようなものではないし、(2)の文書は、その形式、内容等からみて、作成者は警備会社であると推認されるから、都職員が実力を行使する意思を有していたことを示すようなものではなく、さきにみたところ、本件当日における都側の態勢、本件当日都職員が実際に行つたことに照らしても、右各記載は、前記認定を左右するものではない。また、本件工事に当たつて、警備員が三五〇名、警察官が多数現場に臨んでいたが、過去三回の周知活動の際の執拗な妨害状況からすると、路上生活者に自主退去を説得するにしても、新宿連絡会のメンバーや多數の者による妨害が予想されることから、都が説得活動に当たる都職員や工事関係者の身辺を警護する目的で多数の警備員の派遣を要請したことは、都職員が実力を行使する意思を有していたことを推認させるものではなく、警察官多数が臨場していたことも、警察官の職務執行の自由性からすると、右のような意思を推測する

以上検討してきたところによれば、都職員には実力を行使する意思ではなく、かつ、そのための態勢を整えておらず、実際に得を行つた上、段ボール小屋を撤去したことからすれば、段ボール小屋の撤去作業が強制力を行使する権力的公務に当たるとはいえない。

以下、前記原判示にかんがみ若干補足する。

(一) まず、都職員は無人の状態にある段ボール小屋の中には路上生活者が所有権を放棄していないものが含まれていることやその撤去が路上生活者の意思に反することを認識していたと推認すべきであるが、そのような認識の下に段ボール小屋を撤去したことからといって、路上生活者らが妨害すればこれを実力で排除することとして行われない限り、撤去作業が強制力を行使する権力的公務になるわけではない。段ボール小屋の撤去が路上生活者の意思に反する点は、威力業務妨害罪によって保護されない

は、さきにみたとおりであつて、路上生活者の抵抗を予期していたからといって、これを直ちに段ボール小屋撤去の性格に結びつけるのは相当でない。(3)次に、前記原判示(2)についてみると、前記C及びEの各証言など関係証拠によれば、都職員には、当日警察の強制力により路上生活者が現場から排除されるような事態が起り得るとの認識はあつたものの、あらかじめ、いつどのような局面で、警察官の権限が行使されるのかということまでは分からなかつたといふことが認められ、現に、警察が介入して本件工事を妨害した者らを排除したのは、バリケードを築き、座り込みを解かなかつた路上生活者らが自ら招いたものであつて、都職員が抽象的に警察官による実力行使もあり得ると予期していたからといって、警察官の強制力を利用して最終的な行政目的を実現しようとしていたといふことができないのはもちろん、警察官の権限行使の判断の独立性に照らせば、段ボール小屋撤去作業の性格を考察するに当たつて右の点を考慮するのは相当でない。四原判決は、段ボール小屋を実力で撤去するについては、本来行政代執行その他行政上の実力行使の手続ないしは措置を踏むべきであるにもかかわらず、これを履践することなく、清掃作業の対象として撤去し、それらの実力行使と同様の効果を上げたという点も、段ボール小屋の撤去作業が強制力行使する権力的公務に当たるとする理由の一つとしている。しかし、この点は、さきにみたとおり、強制力を行使する権力的公務

に当たるかどうかの判断の基準となるものではなく、威力業務妨害罪における業務の違法性の有無、程度を判断する際に検討すべき事柄であるにとどまる。(4)前記原判示(3)についてみると、原判決が、段ボール小屋の撤去作業が本件工事の重要なかつ不可欠な内容をなすという説示部分は、路上生活者に対する説得が功を奏せず、自主的な退去が実現しなければ、前記一の6の(一)ないし(3)の各作業を円滑に行えず、本件工事を事実上実施できないという意味においては首肯できるが、これまでみてきたように、當日予定されていた都職員による段ボール小屋の撤去作業が強制力を行使する権力的公務に当たるといえない以上、段ボール小屋撤去作業の経緯、状況及び性格を含めて考察してみても、本件工事が全体として強制力を行使する権力的公務としての性格を有するとはいえない。

以上によれば、本件工事が全体として強制力を行使する権力的公務としての性格を有することは否定し難いとした原判決は、事実の誤認が認められる。論旨は理由がある。

四 本件工事の要保護性について

所論は、原判決には、道路管理者たる東京都が、路上生活者の意思に反してその起居に使用する段ボール小屋を撤去するためには、道路法上の自力救済や緊急避難が許容される事情もない、本件工事は、全体とし

て権力的公務としての性格を有することはではなく、威力業務妨害罪における業務の違法性の有無、程度を判断する際に検討すべき事柄であるにとどまる。(4)前記原判示(3)についてみると、原判決が、段ボール小屋の撤去作業が本件工事の重要なかつ不可欠な内容をなすという説示部分は、路上生活者に対する説得が功を奏せず、自主的な退去が実現しなければ、前記一の6の(一)ないし(3)の各作業を円滑に行えず、本件工事を事実上実施できないという意味においては首肯できるが、これまでみてきたように、當日予定されていた都職員による段ボール小屋の撤去作業が強制力を行使する権力的公務に当たるといえない以上、段ボール小屋撤去作業の経緯、状況及び性格を含めて考察してみても、本件工事が全体として強制力を行使する権力的公務としての性格を有するとはいえない。

原判決は、(1)威力業務妨害罪の業務は、刑罰をもつて保護すべき程度の業務であることを要すると解した上、道路管理者たる

都が路上生活者の意思に反して、その起居に使用する段ボール小屋を撤去するために代執行の手続、道路法七一条三項又は同法四四条の二第一項の手続をとるべきでは、道路法七一条一項の措置を前提とした

こと、(2)段ボール小屋の客観的な経済価値は低廉であること、生活の場としては代替する臨時保護施設が準備されていたこと、段ボール小屋内の有価物は別途保管の措置がとられたこと、(3)路上生活者は権限なくして不法に公道を占有していったもので、道路法二条一項ないし四三条二号に違反していたこと、(4)道路法四二条一項に基づく都の道路管理者としての義務として、通行の利便等の目的で動く歩道設置工事を行うために

整備の要請が寄せられていたこと、(5)各段ボール小屋の利用関係を個別に明らかにし、説得すべき相手方を把握することが困難であること、道路法等の手続を履践するとして軽微とはいえない難いから、本件においては、段ボール小屋を撤去した手続上の瑕疵も決して軽微とはいい難いこと、(6)前記原判示(3)についてみると、原判決が、段ボール小屋の撤去作業が本件工事の重要なかつ不可欠な内容をなすという説示部分は、路上生活者に対する説得が功を奏せず、自主的な退去が実現しなければ、前記一の6の(一)ないし(3)の各作業を円滑に行えず、本件工事を事実上実施できないという意味においては首肯できるが、これまでみてきたように、當日予定されていた都職員による段ボール小屋の撤去作業が強制力を行使する権力的公務に当たるといえない以上、段ボール小屋撤去作業の経緯、状況及び性格を含めて考察してみても、本件工事が全体として強制力を行使する権力的公務としての性格を有するとはいえない。

原判決は、(1)威力業務妨害罪の業務は、刑罰をもつて保護すべき程度の業務であることを要すると解した上、道路管理者たる都が路上生活者の意思に反して、その起居に使用する段ボール小屋を撤去するために代執行の手續、道路法七一条三項又は同法四四条の二第一項の手續をとるべきでは、道路法七一条一項の措置を前提としたこと、(2)段ボール小屋の客観的な経済価値は低廉であること、生活の場としては代替する臨時保護施設が準備されていたこと、段ボール小屋内の有価物は別途保管の措置がとられたこと、(3)路上生活者は権限なくして不法に公道を占有していったもので、道路法二条一項ないし四三条二号に違反していたこと、(4)道路法四二条一項に基づく都の道路管理者としての義務として、通行の利便等の目的で動く歩道設置工事を行うために

は否定し難い上に、決して軽微とはいえない瑕疪があることに照らすと、少なくとも、本件において行使された程度の威力に對して刑罰をもつて保護すべき業務とは到底いえないと判示している。

そこで検討するに、威力業務妨害罪における業務は、反社会性を帯びているとはいはず、事實上平穏に行われているものであれば足りると解すべきである。仮に違法の評価を受けた業務であっても、その違法の程度により反社会性を帯びるまでに至つてない限り、これを威力業務妨害罪による保護の対象とすることは、人の業務活動の自由を保護しようとする同罪の趣旨にかながみ相当であるからである。この点は、国や地方公共団体の公務が問題となる場合であつても同様と解される。

これを本件についてみると、所論は、都職員が段ボール小屋を撤去した行為が違法といえるかどうかにつき、道路法四四条の二第一項の趣旨を踏まえた緊急措置として除却できると主張しているが、この点については、その論拠を含め種々の見解が得ると考えられる。しかしながら、本件においては、この点を検討するまでもなく、また段ボール小屋の撤去に原判決が指摘するような手続上の瑕疪があるかどうかを突き詰めて判断するまでもなく、仮に原判決の指摘するような手続上の瑕疪があるとしても、前記原判示(1)の指摘する①ないし⑤の事情のほか、前記三でみたとおり、都職員には妨害を排除してまで段ボール小屋を撤去する意思はなく、あくまでも説得によ

る自ら退去を求めた上で撤去する方針であつたこと、前記一の9でみたところの段ボール小屋の撤去とこれに伴う作業の具体的な実施状況に照らせば、その瑕疪の程度が輕微とはいえない難いとみるのは相当である。とりわけ、もともと段ボール小屋は、原判決も指摘するように、不法に公道を占拠しているもので、路上生活者にはこのようない形で道路を占用する何らの権限もないものである。その上、都は本件工事に着手するまでに、三回にわたって本件工事の実施を事前に通告する周知活動を行つており、路上生活者は、遅くとも三回目の周知活動がなされた平成八年一月一三日ころには、同月下旬には本件工事が開始されることが予想され、更には、都は臨時保護施設を提供しており、前記一の3でみたとおり、そこでは衣食住が保障されるほか、就労の相談、斡旋等の自立支援策が用意されていたもので、路上生活者は周知文書などでそのことも認識していたと推認される。そして、原判決も指摘するところ、都が、道路管理者の立場に基づき道路法七一条により、段ボール小屋の除却等の命令を発出しようと考へても、路上生活者の段ボール小屋の利用関係を個別に把握するのは難しかつたうがわれるのであって、結局、当該命令の名宛人を特定して所定の手続を踏むことすら容易でなく、かつ、名宛人が特定できる除却等の命令が発出されても、段ボール小屋はその移

動が容易であることから、行政代執行の段階において、その執行の実効性を期すことも難しかつたうがわれる。また、道路法七一条三項の手続についても、同項所定の公告から道路管理者ないしはその委任を受けた者が自ら措置を行う間に、段ボール小屋が一時的に移動されてしまうおそれがあることなどを考慮すると、その実効性はやはり期し難いと考えられる。また、同法四四条の二第一項の手続については、本件の段ボール小屋はそれが無人となつた状態においては同項所定の違法放置物件に当たるとしても、その余の要件を満たすといえるか疑問がある。そして、本件当日の段ボール小屋の撤去作業が路上生活者の抵抗を排除して行われたものでなかつたことは、前記一の9でみたとおりである。これら諸般の事情を総合すると、都において、道路法所定の手続や、同法に基づく措置を前提とする行政代執行の手続を踏まなかつたことには、それなりの理由があり、まるで大きなものとはいえない。したがつて、原判示のようす段ボール小屋の撤去を行つたのであって、段ボール小屋の撤去に手続上の瑕疪があると仮定してもその程度はそれほど大きいものとはいえない。したがつて、原判示のようす段ボール小屋の撤去を行つたのであるが、威力業務妨害罪による保護の対象外であるとする原判決の前提が誤りであるばかりでなく、本件の瑕疪があると仮定してもその程度はそれほど大きいものとはいえない。したがつて、原判示のようす段ボール小屋の撤去を行つたのであるが、威力業務妨害罪による保護の対象外であるとする原判決の判断には、その前提事実の一部に誤認がある上、法令の解釈適用を誤った違法がある。

以上によれば、本件工事には軽微とはい難い手続上の瑕疪があつて威力業務妨害罪による保護の対象外であるとする原判決の判断には、その前提事実の一部に誤認がある上、法令の解釈適用を誤った違法がある。

## 五 結論

原判決には、被告人らの本件行為が威力業務妨害罪の構成要件に該当しないとした点及び本件工事が強制力を行使する権力的

(一)まず、民間の業務に比べれば、法定の手続によるべき事情がより強いことは原判示のとおりであるが、その点を考慮しても本件工事の瑕疪が大きいとはいえないことを、及び本件工事の瑕疪が公務執行妨害罪において求められる適法性の程度と比較しても大きいといえないことは、いずれも右の瑕疪の程度をみるとさきに示した諸般の事情に照らし明らかである。(二)さらに、前記三でみたとおり、本件工事が全体として強制力を行使する権力の公務としての性格を有するといえないことのほか、右にみた手続上の瑕疪の程度と前記一の7、8で認定した被告人らの威力による本件妨害行為の内容を対比して考察すると、本件工事が全体として強制力を行使する権力的公務としての性格を有することは否定し難く軽微とはいえない難い瑕疪があるという原判決の前提が誤りであるばかりでなく、本件において行使された程度の威力に対しても罰をもつて保護すべき業務とはいえないとしている点も是認できない。

以上によれば、本件工事には軽微とはい難い手続上の瑕疪があつて威力業務妨害罪による保護の対象外であるとする原判決の判断には、その前提事実の一部に誤認がある上、法令の解釈適用を誤った違法がある。

以下、前記原判示にかんがみ若干補足す

事実上平穏な業務に該当することは明らかである。

公務であつて同罪における業務に該当しないとした点において、事実の誤認があり、また、本件工事には軽微とはいひ難い手続上の瑕疵があつて同罪の業務としての要保護性を欠くとした点において、事実の誤認及び法令の解釈適用の誤りがあり、これらがいずれも判決に影響を及ぼすことは明らかである。したがつて、検察官のその余の論旨について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。

そこで、刑訴法三九七条一項、三八二条、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条ただし書により、被告事件について更に次のとおり判決する。

(罪となるべき事実)

被告人両名は、「新宿野宿労働者の生活、就労保障を求める連絡会議」の指導者の立場にある者であるが、東京都が施工し、平成八年一月二十四日午前六時着手予定の都道新宿副都心四号線道路環境整備工事を実力で阻止しようと企て、これに同調する多数の者らと共謀の上、同日午前二時ころから、都職員及び工事車両等の進入路である東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号先四号街路地下道北側通路出入口付近に集結し、同所において、通路全面に横断幕、強化セメント製植木ボックス、ベニヤ板等でバリケードを構築し、その内側で約一〇〇名の者と共に座り込むなどした上、同日午前六時三〇分ころから午前八時一〇分ころまでの間、都職員らの同工事区域内への進入を阻止し、さらに同工事の着手を宣言して警備員に補助させて右バリケードの撤去

作業等に従事中の都職員Cらに対し、鶏卵、旗竿、花火等を投げつけ、消火器を噴射し、「帰れ、帰れ。」とシュプレヒコールを繰り返すなどして座り込みを続け、約一時間四〇分にわたり工事の着手を不能ならしめ、もつて、威力を用いて東京都の業務である前記道路環境整備工事を妨害したものである。

(証拠の標目) ▾略

(弁護人らの主張に対する判断)

1 公訴棄却の主張について

弁護人らは、本件公訴は棄却されるべきであるとし、その理由として、(1)本件公訴の提起は、新宿西口の野宿労働者の平穏で幸福な生活の拠点である段ボールハウスを除去しようとした都職員らの行為に対する抵抗行為を起訴するものとして憲法一三条、二五条に違反し、野宿労働者の争議権を侵害するものとして憲法二八条に違反し、その私有財産であり住居である段ボールハウスを法的根拠なくして破壊しようとした都職員らの行為に対する抵抗行為を起訴するものとして憲法二九条に違反し、段ボールハウスの所有者に對し何ら告知弁解の機会を与えることなく、破壊除去しようとした都職員らの行為に対する抵抗行為を起訴するものとして憲法三一条に違反する、(2)(1)被告人らの本件行為は、威力業務妨害罪の構成要件不該当ないし違法性阻却

に、全証拠を検討しても、本件起訴自体に別件逮捕勾留といった捜査段階における重大な手続違反を必須の前提とし、それ自体が重大な違法性を帯びるから、公訴権の濫用に当たると主張する。

しかしながら、まず(1)の点についてみる

に、全証拠を検討しても、本件起訴自体により、弁護人らの指摘する路上生活者らの憲法上の幸福追求権、生存権、争議権、財産権、適正手続を受ける権利が害されたと

は認められないし、後記2でみると、被

弁護人らのいうような抵抗行為が許される

場合にも当たらないから、違憲の主張はい

ずれも前提を欠く。(2)の点についてみると、全証拠を検討しても、所論がいう(1)(2)のような事実は認められないし、(3)のよう

な違法があるとも認められない。公訴棄却の主張は採用できない。

2 違法性阻却事由の主張について

弁護人らは、本件においては、違法性を阻却する事由があるとし、(1)被告人らの本件妨害行為は労組法一条一項の正当な争議

行為に当たる、(2)仮にそうでないとして

の本件妨害行為は、労組法一条一項の目的を達成するためになしたものではないから、

同条二項を根拠に違法性阻却をいう主張は

採用できない。(2)の点についてみると、被

告人の本件妨害行為は、前記一の7、8

でみたとおりであつて、行為の目的、態

様、結果に照らしても、可罰的違法性を欠

くなどとはいえない。(3)の点についてみると、まず、都による警備員の勤務は、本件

工事に当たつても都職員らの身体を守る必

要があると判断し、警備員による警護を委

託したもので、段ボール小屋を撤去するた

であつて、それ以外に取り得る手段もなかつたから、被告人Aに対しては勾留における逮捕前置主義違反、被告人Bに対してはないしは超法規約違法阻却事由に該当する、(4)仮に明文上の犯罪の成立を阻却する事由が存在しないとしても、本件において都職員らは何らの法的根拠なく野宿労働者の最低限の生活基盤である住居を強権的に破壊除去しようとしたもので、これは人間の生存に対する根本的な侵害行為であるから、これに野宿労働者と共に抵抗した被告人らの行為は、自然法上の抵抗権の行使に該当すると主張する。

そこで、前記一で認定した事実関係を前提に、まず、(1)の点についてみると、被告人両名は、從来から都に対しても野宿労働者問題について話し合いを求めていたのであるが、被告人らが從来要求していた事柄は、広く新宿の野宿労働者の社会福祉政策に関するものであつて、ひとり新宿連絡会と都との間での団体交渉により解決すべき事項とはなり得ないものである。被告人らの本件妨害行為は、労組法一条一項の目的を達成するためになしたものではないから、同条二項を根拠に違法性阻却をいう主張は採用できない。(2)の点についてみると、被告人らの本件妨害行為は、前記一の7、8でみたとおりであつて、行為の目的、態様、結果に照らしても、可罰的違法性を欠くなどとはいえない。(3)の点についてみると、まず、都による警備員の勤務は、本件工事に当たつても都職員らの身体を守る必

めではなく、その派遣に弁護人らがいうよ  
うな警備業法八条に反する違法は認められ  
ない。また、都職員が路上生活者の意思に  
反することを認識しながら、法定の手続を  
とろうとせず、路上生活者がその場にいな  
い限り、段ボール小屋を直ちに撤去する方  
針で本件工事に臨んだことには、仮に手続  
上の瑕疵があるとしても、その程度がそれ  
ほど大きいものでないことは、前記四でみ  
たとおりであり、本件工事に対し、路上生  
活者らが右手続の瑕疵を主張して防衛行為  
に出ることを相当ならしめるほどの不正は  
存しない。都職員が本件工事を実施しよう  
とした行為は、路上生活者に対する不正の  
侵害とはいえないから、被告人らの本件妨  
害行為が正当防衛としてその違法性が阻却  
される余地はなく、超法規的違法性阻却事  
由も存しないというほかない。四の点につ  
いてみると、本件工事は、都が道路管理者  
の立場で実施するものであって、法的根拠  
が認められる上、本件工事を段ボール小屋  
の撤去を含めて全体的にみても、これに対  
する抵抗が許されるものでないことは、前  
記四でみたところから明らかである。

以上の次第で、違法性阻却事由に関する  
弁護人の主張も採用できない。

(確定裁判)

被告人Aは、平成六年九月一日千葉地方  
裁判所で児童虐待集合、火炎びんの使用等  
により懲役二年六月、五年間執行猶予に処  
せられ、右裁判は、平成八年六月一三日確  
定したものであつて、この事実は検察事務

官作成 別冊調書及び裁判確定証明書によ  
り認める。

(法令の適用)

被告人両名の判示所為はいずれも刑法六  
〇条、二三四条、一二三三条に該当するこ  
とし、各所定刑期の範囲内において、被告  
人両名をそれぞれ懲役一年六月に処し、同法  
四五条後段、五〇条によりまだ裁判を経て  
いない判示の罪について更に処断すること  
とし、各所定刑期の範囲内において、被告  
人両名をそれぞれ懲役一年六月に処し、同法  
二一条を適用して被告人両名に対し、原  
審における未決勾留日数中各一二〇日をそ  
れぞぞその刑に算入し、同法二五条一項を  
適用してこの裁判確定の日から、被告人A  
に対しては五年間、被告人Bに対しては三  
年間それぞれの刑の執行を猶予し、訴訟費  
用中原審における分は、刑訴法一八一条一  
項本文、一八二条を適用して、被告人両名  
に連帶して負担させることとし、主義との  
おり判決する。

平成一〇年一月二七日

東京高等裁判所第九刑事部

裁判長裁判官 佐藤文哉

裁判官 波床昌則

裁判官小出鉉一は、転任につき署名押印  
することができない。

裁判官長裁判官 佐藤文哉

**判例時報社**

発行・発売所

〒112-0015  
東京都文京区目白台一-七-一二  
電話(03)3947-7375  
FAX(03)3947-7374

# 海難審判と行政訴訟

★ 海難審判の裁決取消訴訟に待望の解説書

好評発売中!

A5 上製箱入 二九四頁  
定価(本体四四六円+税)

元東京高等裁判所判事 竹田 稔監修  
元東京高等裁判所調査官 鈴木 孝著

本書は、船長としてさらに海難審判の審判官としても長年の経験を有する著者が裁判所調査官在任中、海難審判府裁決取消訴訟の審理、裁判から得た知識、経験をもとに行政訴訟手続の実務、裁判の実例を系統的、網羅的に解説。海事関係者に送る本格的海難行政訴訟の実務書。

本書の内容

第一部は裁決取消訴訟の理論と実際につき、訴訟提起から終了に至るまでの裁判の流れと手続きの要領を順を追つて解説。とりわけ訴訟に必要な書類である訴状はじめ証拠申出書各種および上告状、上告理由書までの一九種の書式例をその記載内容とともに詳説。第二部において海難審判府の裁決取消訴訟一例につき、事故の経過、当該事案に関連する法規、各判決の判示事項、判旨部分を整理、問題点を詳述しながら分析。

本書はひとり海事関係者のみならず、法律実務に携わる裁判官、弁護士にとって、また、海難研究者にとって必備の書。文献の少ない分野での貴重な海難法律専門書。